◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (10 時 0 分開会)

御報告いたします。昨日の委員会において、坂本委員から「高知県税条例の一部を改正する条例議案」についての御質問があり、それに対する資料の提出がありましたので、各委員の皆様に配布しております。

本日からの委員会は、昨日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

《教育委員会》

◎明神委員長 それでは、教育委員会について行います。

《報告事項》

◎明神委員長 教育委員会より3件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、 これを受けることにいたします。

〈特別支援教育課〉

それでは、「教職員の不祥事について」、特別支援教育課の説明を求めます。

◎川村特別支援教育課長 総務委員会資料、報告事項の赤いインデックス、特別支援教育課、1ページをお開きください。県立学校職員による、最高速度違反等の事案がございましたので、説明をさせていただきます。

この事案は、県立特別支援学校の教諭が最高速度違反及びシートベルト装着義務違反を 犯すとともに、最高速度違反について学校長への報告を怠ったものでございます。その概 要について、説明をさせていただきます。

今回処分を受けた職員は、県立特別支援学校の 30 歳代の男性教諭でございます。最高速度違反の発生年月日は平成 26 年 4 月 12 日土曜日であります。この日の午後 1 時 55 分ごろ、同教諭は、高知県幡多郡黒潮町伊田 2250 番地西付近の国道 56 号におきまして、私用により自家用普通自動車を運転しておりまして、制限最高速度 50 キロメートルのところ、58 キロメートルを超過する 108 キロメートルで走行するという速度違反を違反し、取り締まり中の警察に摘発をされております。また、3 日後の 4 月 15 日火曜日にも、自宅から学校へ向かう通勤途中でシートベルト装着義務違反を犯しております。さらに、教諭は、こうした著しい速度違反など刑事罰に問われる交通法令違反について、学校長に報告するよう求められているにもかかわらず、これを怠っております。速度超過違反は無免許運転、飲酒運転と並ぶ交通三悪の1つであります。事故及び他者に対する危険性の極めて高い違反でありまして、全体の奉仕者として勤務すべき公務員としての信用を失墜させる行為でございます。また、報告を怠ったことにつきましては、職務上の命令に従う義務に違反する行為でございます。このため、平成 26 年 9 月 19 日金曜日付で、戒告の懲戒処分としたものであります。今後は、安全運転の励行と交通法令を遵守するよう学校への指導をいま

- 一度徹底し、再発防止と信頼回復に努めてまいります。申しわけございませんでした。 説明は以上でございます。
- ◎明神委員長 質疑を行います。
- ◎坂本(茂)委員 報告をするよう求められているにもかかわらず、これを怠ったということになっていますが、報告がされてないのにどういうことでわかったのか教えてください。
- ◎川村特別支援教育課長 発覚した経緯でございますが、同教諭が知人とこの件について雑談をして、その知人に当たる方が、どうもこれは学校に報告してなかったんじゃないかという感じを受けたと。それがもとで当該学校長に連絡があって、本人に確認をしたらそれが発覚したと。発覚したのが7月24日でございました。
- ◎坂本(茂)委員 そしたら、この知人と雑談でしなければ発覚してなかったということになりますよね。
- ◎川村特別支援教育課長 そういう可能性もあったかもしれません。
- ◎坂本(茂)委員 この方は12日にスピード違反やって、それで15日にもシートベルト装着義務違反で警察に検挙されているわけですよね。相当、日ごろから交通違反を重ねていたんではないか。そして、発覚するまでにも重ねていたんではないかと想定されますが、そういうことは本人から聞き取ってるんですか。
- ◎川村特別支援教育課長 本人のてんまつ書によりますと、この11月でこの件がなければゴールドカードになっていたということでした。もう少し詳しく聞きますと、過去にこうした交通違反は2度ほど犯したことがあるという話でございました。また、学校からの事情聴取によりますと、特にふだんからそういった荒い運転をしているという報告はございませんでした。
- ◎土森委員 違反を起こしたときに切符切られますよね。そのとき職業を問われますね。 あなたはどういうお仕事をしてますかと。そのときにこの方は教諭だということを言って なかったんですか。教諭ということを言っていたら、警察から情報が入ると思いますよ。
- ◎川村特別支援教育課長 警察から職場にこういった形で通報はしないということを確認しております。
- ◎土森委員 飲酒運転の場合は警察から報告しますよね。
- ◎川村特別支援教育課長 そういった非常に影響が大きいものについては報告があると伺っております。
- ◎土森委員 これは交通三悪という説明があったけれど、影響が強いと思いますよ。
- ◎川村特別支援教育課長 警察には同教諭は学校の教諭だということを言ってはおります。
 摘発されたときに。
- ◎土森委員 これは警察に聞いてみないといけないですね。連絡は入らないわけですね。

- ◎池脇委員 この方の乗っている車、車種わかりますか。
- ◎川村特別支援教育課長 レクサスと聞いております。
- ◎池脇委員 3日後にまたシートベルトをやってないということですよね。普通であれば、 最高速度違反犯した後は相当気をつけます。しかし、シートベルトをつけてないというの は、習慣化してないんじゃないですか。
- ◎川村特別支援教育課長 その点、非常に法令遵守の意識に欠けていたと言わざるを得ないと思います。本人の弁によりますと、この日は一度自宅を出て、忘れ物に気づいて引き返して、慌てていたためシートベルトをすることをうっかり忘れていたということですけれども、やはり、法令遵守の意識に欠けていたことは明らかであると考えております。
- ◎池脇委員 優良運転の資格がもらえることを意識する人であれば、基本的なシートベルトなんていうのが、慌てているという言いわけはしないと思いますね。やっぱり最高速度違反を犯すという、それだけの車ですよね。すぐ出る車に乗ってらっしゃるから、相当意識をしてないとスピード違反は起こしてしまう可能性が十分あります。だから、スピード違反にしろ、シートベルト装着にしても、今まで余り見つかってなかった。たまたまここで見つかったということは、余り結びつかないなという感じを受けるんです。ふだんから交通三悪を守ろうと、教員という職業であれば、そういう意識があれば、スピード違反して3日後にシートベルトでまた捕まることはあり得ないですよね。しかもそういう意識があれば、まずは校長に報告をする。報告しないで、友達に自慢話でもしていたんじゃないですかね。根本的にそういう意識が欠けてたんではないかなと感じるんですけれども、そのあたりきちっと御指導してないといけないと思います。この戒告はどんな形でお話しをされたんですか。
- ◎川村特別支援教育課長 処分でございますけども、60 キロメートル超過につきましては 懲戒という一つの目安がございます。それを目安といたしますと、今回 58 キロメートルと いうことで懲戒にならなかったんですけども、3日後のシートベルト装着違反、さらに報 告を怠ったということで、一つ上の戒告という判断をしております。また、このことにつ きましては、学校長、本人に伝えるとともに、今後こういうことのないように指導もして おるところでございます。本人は、てんまつ書等から非常に反省をしておりますけども、 今後こういったことは一切しないように誓うと申しておりました。
- ◎加藤委員 1点だけですけれども、しっかりと対応していただきたいと思います。今回起こったことで、報告を求めていたにもかかわらずこれを怠って、たまたま会話の中から発覚がしたということですので、ひょっとするとこういう報告漏れの事案が今後、隠れている、漏れてる可能性もあるというつもりで対応しないといけないと思います。そこはどう考えてますか。
- ◎川村特別支援教育課長 今回の事案を受けまして、まず、特別支援学校につきましては、

9月12日に学校長会がございましたので、このことには直接触れませんでしたけども、こうした校内の事故、教職員の交通違反、また報告義務を徹底しております。また、9月19日の処分決定後は、県立学校長あてには、今回の行動要旨、高知県教育委員会のコメントを全校長に送付をしております。また、9月22日、これは特別支援学校の学校長ですけども、職員の交通安全について既に通知したものですけれども、いま一度、写しを送付して、交通安全の徹底、また報告義務については徹底するよう指導をしております。

- ◎加藤委員 4月の案件で処分したのが9月ですので、かなりタイムラグもありますので、 今後こういう報告漏れがないようにしっかり対応していただきたいと思います。
- ◎池脇委員 あと1点だけ。58キロメートル超過というのは免停にはならないですか。
- ◎川村特別支援教育課長 免停の処分を受けております。
- ◎池脇委員 免停であれば、学校長が「最近、彼のレクサスが見えないけれど」というのがわかりそうだけれど、職場でもそういうのわからなかった。
- ◎川村特別支援教育課長 その点も確認をいたしました。本人が健康のために自転車でしばらく通勤するんだと周囲に話しておりまして、周囲もそれを信じていたということです。
- ◎池脇委員 それは大変な問題です。隠ぺいでしょう。だから、反省全然してないということじゃない。たち余りたちがよくないね。報告をしなければならないことになっているにもかかわらず、そういううそをついてそれを隠そうとしてたその行為もここに入りますよね。隠ぺいしようとしたことが明らかです。相当厳しく指導していただかないといけないと思います。
- ◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈小中学校課〉

- ◎明神委員長 次に、「平成26年度全国学力・学習状況調査結果について」、小中学校課の説明を求めます。
- **◎長岡小中学校課長** それでは、小中学校課から、平成 26 年度の全国学力・学習状況調査の結果について、御報告をさせていただきます。

総務委員会資料、報告事項の小中学校課の赤いインデックスのページをお開きいただきたいと思います。まず、2ページをごらんください。本年度の調査の概要について載せてございます。本年度の調査に参加した学校数と、これに参加した児童生徒数は(4)に示しておりますが、公立小学校につきましては特別支援学校2校を含み194校が、そして、公立の中学校につきましては特別支援学校3校を含み109校が参加しております。そして、その人数につきましては、小学校が5,847人、中学校が4,974人の計1万821人となっております。なお、都道府県の結果につきましては、この公立小中学校の児童生徒数得点となっておりまして、合計や平均得点につきましては、私立学校、そして国立学校の結果は含まれないものとなっておりますので、御報告をしておきたいと思います。

資料の3をごらんください。3ページですね。平成19年度から平成26年までの小学校 の国語・算数、中学校の国語・数学。本年度の本県小学校の状況を上の欄に、そして、中 学校を下の表に示してございます。そして、左側が国語、右側が算数、数学を、そして表 の上側が基礎・基本を問うA問題で、下が思考力や判断力、また活用力を問うB問題の結 果になっております。小学校につきましては、国語、算数ともに、その総合におきまして は全国平均を上回る結果を残すことができております。特に、A問題につきましては、1.1 ポイントから 1.5 ポイントほど全国平均を上回っております。一方、B問題につきまして は、全国平均から 0.3 ポイントから 0.5 ポイント下回っている状況にございます。そして、 下段の中学校について述べますと、本年度、中学校国語Aは 77.2 ポイントで全国平均が 79.4 ポイントと比較しますと、マイナス 2.2 ポイント。昨年度は全国との差がマイナス 2.1 ポイントでしたので、ほぼ昨年並みということになります。同じく、国語のBは全国平均 との差がマイナス 3.3 ポイント。昨年がマイナス 2.6 ポイントでしたので、昨年度と比較 すると 0.7 ポイント下げたことになります。そして、数学についてですが、数学Aは 62.7 ポイントとなっており、全国平均が67.4ポイントですので、その差がマイナス4.7ポイン トとなっております。また、数学Bにつきましても、本県が 53.6 ポイント、全国が 59.8 ポイントであり、その差はマイナス 6.2 ポイントという状況でございます。

そして 4 ページをお開きください。これは全国学力調査開始時の平成 19 年度から調査結果の経年変化を折れ線グラフで示したものでございます。小学校、中学校ともに右上がりに改善傾向は示しておりますが、特に平成 24 年からの 3 年間を見ると、小学校も中学校も横ばい、あるいは教科によっては下降ぎみの状況も見られます。特に、小学校、中学校ともに、国語の思考力、表現力を問うB問題におきまして、このグラフではひし形のものが国語Bをあらわしておるところですが、これが小学校、中学校の両方とも昨年度より下げている状況になっております。国語はすべての教科のもとになるものであり、人間は言葉を使ってものを考え、また、その自分の考えを相手に表現するものですが、この力を落としている実態が見られるということです。このことから、やはり言葉の力をつけるための課題克服教材等の作成などをさせていただきたいと考えておるところです。また、この伸び悩みの原因を探ることも必要と考えておりまして、そのためにも、本年度の結果を丁寧に分析するとともに、有識者等の御意見もいただき、さらなる向上を目指して対応策を検討していきたいと考えております。

5ページ、6ページには、全国平均の正答率と本県の差をドット図であらわしたものを示しております。本県の位置を大きな点で示しております。小さな点は、平成 26 年度の他県の状況を示しております。そして、縦軸に算数・数学を、横軸に国語を示し、縦線、横線の中央の交点が算数、数学、国語の全国平均となっております。右上に行けば行くほど、国語、算数、数学ともに学力の定着率が高いことを示しているものになります。そして、

5ページの小学校においては、平成25年度、平成26年度と、右上のスペースに本県が入ってきております。なお、右上の一番高い位置にあるのが秋田県ということになります。

6ページをごらんください。中学校においてはまだまだ左下のスペースにあるものの、 平成19年度から徐々に右上がりに上がってきていることが見てとれます。ただ、平成26年度につきましては少し下げたところがあります。

そして、7ページから 10 ページには、各教科、学年ごとに生徒数の度数分布をあらわしたグラフを示しております。例えば 10 ページをごらんいただきたいと思いますが、中学校の数学の結果を示しております。特に下のグラフは、数学のB問題の正答状況、折れ線が全国平均をあらわし、柱状グラフが高知県をあらわしています。そうすると、例えばこの下の表ですと、全部で 15 問あって、そのうちに 1 問しか答えられなかった生徒が左から2番目の状況になりますが、この 1 問しか答えられなかった生徒は全国が 2 %。そして、高知県は 3 %強が 1 問しか答えられなかったという状況です。反対に、全間正解した生徒、15 問全部正解した生徒は全国で約 4 %ございます。高知県が 2 %を切る状況にあるということです。これを見ましても、正答数の少ない生徒の割合がやはり本県は全国より多く、逆に正答数の多い生徒の割合が全国より低い状況がわかるというところです。学習内容が十分に理解できてない生徒がやはり本県まだおるわけですので、彼らが理解できるよう、また多くの生徒が次のステップに上がれるよう、教材を工夫し、授業を改善していかなければならないと考えております。

11 ページからですが、これは生徒あるいは学校の質問紙調査の結果を載せております。この中で特徴的なものを少し紹介させていただきますと、まず上の段ですが、将来の夢や希望、目標を持っているかの項目です。特に、肯定的に回答した中学生の割合。これは、平成19年当時の68.3%から5ポイント伸びまして73.6%。これは全国の割合を5%ほど上回るものとなっております。また、その下の段になりますが、自分にはよいところがあるかの自己肯定感のありようを聞いた項目でございます。これも肯定的に回答した中学生の割合は、平成19年当時の56%から、これは約10ポイントほど伸ばしまして66.3%となり、全国の割合とほぼ同等となっております。やはりキャリア教育や道徳教育の充実を図ってきたことによって、このような伸びが見られたものではないかというふうに考えております。

また、14ページの上段をごらんいただきたいと思います。学校の授業時間以外にふだん 1日当たりどれぐらい勉強をしているかの項目でございます。この中で1時間以上勉強し ていると答えた小学生は、全国の割合が62%に対して、本県は67.3%と、プラス5.3ポイ ントという状況。中学生におきましては、平成19年当時は54.1%であったものが64.6% と、約10ポイントほど伸ばしており、現状では全国とほぼ同じ程度にまで上がってきてお ります。 また、19ページをごらんいただきたいと思います。下段になりますが、放課後を利用した補充的な学習サポートを実施したかの項目でございます。週に2回以上実施したという小学校は62.4%。また、中学校においても44%と、全国の割合を大幅に超している状況がございます。これまでの単元テスト、あるいは学習シートの作成と実施として、学習支援員の増員、あるいは放課後対策はもとより、学校教職員や支援員の努力によりまして、継続的な補習活動がなされ、そして児童生徒も頑張って学習習慣をつけてくれているものと思います。

以上、子供たちに学習習慣がつき、また、教職員もより熱心に学習指導してきていると ころも認められるところです。そのようなことから、これまで学力の向上も見られてきた ところだと考えております。

しかし、23 ページ、ここには教育長コメントを載せておりますが、この後段部分にも示しておりますように、著しい伸びを示してきた本県の児童生徒の学力の改善状況もここに来て足踏みの状況にあることを踏まえ、今回の調査結果を丁寧に分析して、課題改善を図るため、より効果的な対応を講じていかなければならないというふうに考えておるところです。

最後に、昨日御質問いただきました、携帯電話やスマートフォンでメールやインターネットを行う、その使用時間と学力の定着状況に関連があるかということにつきまして、これは少し、資料は載せていないところなんですが、この全国学力調査の結果から見ますと、これはやはり関連が認められるということが述べられると思います。例えば、全国の小学生の場合、3時間以上4時間未満ですが、これを使うと答えた子供と、使用時間が30分未満の子供では、例えば国語のA問題の正答率は、3時間以上の子供は64.7ポイント。一方、30分未満の子供は74.6ポイントで9.9ポイントほど差があります。また、中学生の場合において、数学Bの正答率も、3時間以上使うと答えた子供は53.5ポイント。その一方、30分未満の子供は65.8ポイントで、差はやはり12ポイントほどの差になってまいります。そしてこれは高知県の場合においても同様の傾向を示しているところでありまして、各御家庭においてこういったものの使用についてルール化をしたり、学校で指導することも必要と考えておるところでございます。

以上、私からの説明とさせていただきたいと思います。

- ◎明神委員長 それでは、質疑を行います。
- ◎浜田委員 小学校のときには全国平均よりわずかに上を行っておるんですが、中学校がやっぱり下がっておるというのは、小学校から中学校へ上がる段階で私立学校へ抜けてしまうということは考えられますか。余りにも短絡的かもわからんのですが、そこのところはどうでしょう。
- ②長岡小中学校課長 やはりその影響もないとは言えない。やはりあるところだと考えて

おるところです。ただ、私立学校へ抜けることをもってすべての原因がそこに帰すことではなく、やはり中学校の中での授業の様子とか学習時間であるとか、それから、昨日もお話ありました部活動との関係とか、そういったものをより詳細に分析していかなければならないと考えております。

- ◎浜田委員 高知市が無料の塾を今、チャレンジ塾と言うんですかね、あれがかなり人気があるようなんですが、これは小学校も中学校も両方やっておられるんですか。
- ◎長岡小中学校課長 たしか、主には中学校をやっておると聞いているところなんですが。
- ◎浜田委員 大体、人数的にはどのぐらいの生徒が通っておられるか。
- ◎長岡小中学校課長 そこまで詳しく聞いておりませんので、また改めて聞きまして。
- ◎浜田委員 それと、教えておる先生は完全ボランティアでやってるのか。それとも何らかの報酬を受けてやってるの。そこら辺もおわかりだったら。
- ◎長岡小中学校課長 退職された校長先生とか教職員とか、そういった方々が、また地域の方とかがボランティアでおいでいただいてると聞いているところですけど、やはり交通費等についてはお支払いしているというところも聞いております。また、高知市では、現在のところ 10 カ所でこれを実施していると聞いております。
- ◎池脇委員 21ページ、22ページの教職員の取り組みの調査ですけれども、これは、先ほどの説明では、肯定群という割合で御説明がありましたけれども、そういう肯定群、いわゆるどちらかといえばしているというところというのは非常にあいまいなんですよ。していない人もおるんですよ。だから、よくしているというのは何%かというのも見きわめる必要があると思いますね。意識、課題について、意識で共有してるということについては、よくしているというのが全国平均よりも高いと。意識している割には、その次の知識・技能の活用に重点を置いた指導計画を作成していますかという、実際の実行については、全国平均よりよくしているが低いんですよ。これは、課長としてはどういうふうに分析をして評価をされてますか。
- ◎長岡小中学校課長 問題として感じているけれども、その問題点をどのように解決していくのかというところまでに至っていないというところもあろうかと思います。そして、教職員の取り組みの中で御指摘いただいたように、20ページを見ていただきますと、模擬授業や事例研究など実践的な研究を行っていますかと。これなんかを見ましても、ほぼ全国とは変わらない。それだけ教職員が勉強はするような体制にはなってきているというところは認められるわけですけれども、やはりその内容をどれだけ質の高い研修がなされているか、あるいは現代的な学力を考えた勉強がなされているのか。先ほど池脇委員が言われたとおり、内容の問題がかなりこの中には問題として残っていると思います。
- ◎池脇委員 模擬授業とか、こういうようなことは研修でやりますから、このレベルの数字が上がって当たり前であって、これでよくしているという認識ではいけないんですよね。

その意識の質が実際に知識・技能の活用に重点を置いた、あるいは 21 ページのように言語活動に重点を置いた、こういう部分での指導計画がしっかりなされた上で授業が進められていくことが大事で、そのことをきちっとよくしている人が非常に少ないという認識を持つべきじゃないですか。いかがです。

◎長岡小中学校課長 おっしゃるとおりだと思います。例えば言語活動に重点を置く、あるいは知識・技能の活用に重点を置く。これが現在の学習指導要領に言われるところですので、この部分を外した研修ではやはり余り意味をなさないものになってくる。そういう意味で、ここにどれだけの重きを置かれたものをやっているのか。そこがいわば一番の重点の置きどころだと思います。

◎池脇委員 ここが数学と国語にかかわってくることなんですよ。それで、しかも、指導計画を立ててないと。だから、きちっと立ててる人が小学校で12.9%。中学校が13.8%でしょ。2割いってないんですよ。言語のところで27.8%。中学校で22%。だから、3割もいってない。ここが伸びてこないと、先生の授業の質が上がらないということですよ。だから、ここのところがしっかり伸びてくるような、学校現場での指導体制をきちっとしていかないと、いつまでもどちらとも言えないと書いてごまかしてるところですよね。だから、指導計画ですから、ちゃんと出しなさいと。これを学校に徹底すべきですよ。全員出させたらいいわけでしょう。出しても出さなくても構わんみたいな状況があるから問題があるわけでね。ここをきちっとやっていけば、その指導計画の中身もさらにいいものに煮詰まっていくでしょうけれども。ちゃんと出してやろうと意識してる人がこれだけ少ないということはやっぱり問題があるときちっと受けとめていただいて、学校での先生方のこうした計画案の提出等を含めて、授業がちゃんとなされているかということはきちっと認識の共有をお互いが教員会で持って、研さんを積み上げていっていただきたいと要請をしておきたいんですけれども、課長の所見も一つ聞いておきます。

◎長岡小中学校課長 やはり日々の授業であったり単元であったり、これは確実に目的を持って、子供たちにこのような力をつけるという目的、あるいは目標を持って授業を行うべきであって、そのためには、やはりその授業を組み立てる指導計画というものが、これがなければ行き当たりばったりの指導になってくると考えます。そういった意味で、やはり授業計画、重要目標を持って授業計画をきっちり立てていく、そういったことはこれからも指導してまいりたいと思っております。

◎加藤委員 家庭とか児童へどういうフィードバックをしてるかということを伺いたいんですけど、やっぱりスマートフォンの話もさっきありましたけど、朝食や家庭学習なんか、家庭での取り組みがかなり重要なウエートを占めると思うんですよね。本会議で教育長からも、公表はできれば市町村が独自にしていただくような方向がいいんじゃないかというような御答弁もありましたけど、どうやってフィードバックはされてますか。学校単位。

- ◎長岡小中学校課長
 当然、学校単位で学校評価というのをやっております。これは、PTAとか地域の方々を評価委員にして、学校が自己評価したものを委員さん方にまた検討していただいて、学校がどのようなことをやって、どのような成果をあらわしているのか、あるいはどのような課題を現在持っているのか。こういったものを、また評価していただいたものをPTAの方、あるいは地域の方に返すと。その中でこういったことを手伝っていただきたいといったような話もして、地域の方々あるいは保護者の方々に学校に興味を持ってもらって参画していただきたいというところを各学校で実施しているところです。
 ◎加藤委員
 例えば、小学校なんかですと、全国の平均と自分の通ってる学校の平均点を比較して、うちの学校はこういう位置ですよと、そして、お宅のお子さんはその中でこういう位置ですよということを家庭にきちっとフィードバックをしてる学校も県内にありますよね。例えばそういう取り組みなんかをほかの学校に周知していくとか、いろいろそういうやり方があると思うんですけど、そこのあたりはどういうふうに周知はされてますか。
- ◎長岡小中学校課長 やはり市町村によって違ってまいります。ある市町村では、例えば校長会の中でこのように保護者に公表しようと説明しようと統一して取り組んでいるところもありますし、やはり各学校個々に任されているところもあると聞いております。
- ◎加藤委員 それをぜひ市町村にも広げていっていただきたいと思うんですよね。公表と言っても、例えばホームページで公表するとか新聞に載せるとかという公表の仕方もありますけど、本当に大事なのは、やっぱり御家庭、それからお子さん、学校、地域でどういう課題を持って前向きに取り組んでいくかということだと思うんですよね。だから、公表と言ってもいろんなレベルがあると思うんですけど、ぜひ学校単位でも取り組みを広げていただきたいなと思ってます。よろしくお願いします。
- ◎塚地委員 一人一人の子供たちに基礎学力と生きる力をつけるというのは教育の基本なので、そこはすごく大事なことなので、当然みんなで力を合わせてやっていかなければいけないと思うんですけれど。ただやっぱりこの感覚、全国学力テストの点数に、そこに学力観が集約されているというような動きにやっぱり現場がなると、子供たち一人一人に対する評価みたいなことがゆがめられるんではないかという懸念も現場ではあるので、そこは留意していただきたいなと思うんです。ただ、今回、お茶の水大学の耳塚副学長さんに文部科学省がこの学力テストの検証をしてほしいという委託をして、それで出された結果というのは大変興味深い研究結果なんじゃないかなと思うんです。それでいうと、やっぱり子供たちが置かれている家庭環境というものがどれほど学力に大きな影響を与えているか。そこの部分が大きなウエートを占めてるんだという、大まかな結論を言うとそういうことだったんじゃないかなと思うんですけど、教育委員会ではその研究結果みたいなことを取り寄せて勉強なさったりはしてくださってるんでしょうか。
- ◎長岡小中学校課長 先ごろ、やはり子供たちの背景、家庭環境とか地域環境とか、それ

から経済環境とか、そういったものが子供たちの学力にどう影響してくるのかということ を研究されている先生で、大阪大学の清水先生という方がいらっしゃいますけど、その先 生も呼んで、教育長のほうが直接お話ししたいといったようなことで、いわゆる貧困とま では言わないけど、子供が持つ背景と学力の関係、そういったことも勉強をしていくよう にしております。さらに、今回は、また有識者等の方をお呼びして、子供たちの家庭背景 も含めて、その辺のことは検討していきたいと考えているところです。

◎塚地委員 耳塚先生は、一定伸びてきた学校を抽出して、聞き取り調査して、その調査の中で、やっぱり先生方の頑張りというのは当然クローズアップされてきて、その先生方が子供たちに本当に丁寧な宿題を出しても、翌日には必ずその成果をきちんと見て返すという、それをやっているというようなところが大事なんだけれども、でもそれは現場に相当な負荷がかかっているということも先生おっしゃっている。そういう条件整備をどうするかというところが教育行政の大事なポイントなんですよという研究結果も出てるんで、ぜひそこらあたりを参考にしていただいて、今回チャレンジ塾のほうも国の補助金が半分カットされるというような動きもあって、この研究結果に出されたことと国がやっている施策というのがちょっと逆行してるかなと思うような、この間教育長から、今後の学校への加配の人数もちょっと見通しつきませんという答弁もあったんですけど、ぜひそこらあたりをしっかり分析もしていただいて、対応できる条件整備を教育委員会としてしていくということをあわせてやっていかないと、学校現場は本当に忙しくて、持ち帰り残業も出ほどあったりするんで、ぜひそういうあたりも考慮に入れた対応をお願いしておきたいと思います。

◎土森委員 いろいろ説明がありましたけれど、随分、高知県の教育は伸びていった、昨日も言いましたけど、努力をしていただいてるということで、非常に僕は高く評価したいと思いますが。基本的なことは、子供たちは基礎学力がついていないと勉強がおもしろくないんですよ。基礎の学力がついて、その上で教える側がしっかり教えていくことで、勉強がおもしろくなってくるわけですね。そのおもしろさを引き出すということが大事。そのためには、先生方も大変やけど頑張ってもらわないかん。聖職と言われてますからね。そういうことを考えると、今回の全国学力テストというのは非常にいい成果を出してきたと思いますよ。PDCAサイクルを回していくという。原因がわかるわけですからね。一人一人の子供が、先生方が。ここが弱い、ここが強い。これですわ。ここが今までわかってないから、高知県の学力というのはずっと低迷してきたという。そこに大きな原因があったことが一つ皮を破った。とにかく今から頑張ってみんなが汗かいてね。そりゃ現場も大変でしょう。大変やけど、大変を乗り越えんと。こんなときにはね。大きな目標を持ってやりようがやき。ぜひ、そういう意味で頑張っていただく。いろんな意見はありますよ。ただ、目標を持って進んでいくということがまず大事。子供たちの基礎の学力をしっかり

つけて、子供たちが勉強がおもしろい、教える側もいよいよこれは子供たちが伸びてきた。 おもしろうなったと。そういう環境をつくることが大事です。どうですか。決意を聞きま しょう。

- ◎長岡小中学校課長 おっしゃっていただいたように、やはり子供たちに基礎学力がついていないと、これは当然日々がおもしろくない。もっと言うと、やはり将来においてどのような大人になるのか。やはり立派な大人になってもらいたい。そういう意味で、やはり学力というのはその大もとになるわけですので、しっかり子供たちに学力をつけるように頑張っていきたいと思います。
- ◎池脇委員 1点だけ。せんだって高知新聞にも載っておりましたけれども、潮江中学校の校内の壁の色を塗りかえた。今、耐震化も含めて、その壁の色もくすんできているというので、大変ユニークな取り組みをされて、今までではちょっと考えられない。それは、子供たちがその色に対して落ちつくということをきちっと研究をされて、それを実際に潮江中学校で試みられて、結果、壁を色を変えて塗ったところでの子供たちの声は、落ちつくと。心が落ちつく、集中ができるということで、非常にいい効果が出てきてますね。ですから、学校の校舎という中の色についても、やっぱり子供たちが授業に集中したりとか、あるいは普通の休み時間にわいわい騒ぐような状況ではなくて、一定の気持ちを落ちつかせた休み時間のとり方もできるとかいう影響があるということが見えましたので、これからやっぱりそういう校舎の中の壁の塗りかえ等についても、積極的にこうしたことも取り入れていただいて、子供たちが勉強できる、落ちついた空間を創出をしていくということは重要なことだと思いますので、力を入れていただきたいと思いますが、ちょっとコメントがあれば。
- ◎長岡小中学校課長 潮江中学校のこれまでの取り組みというのも、我々のほうも注意深く見てまいりました。今回、色を塗りかえたということもあります。それ以前には、美術館通りですか、そういったものをつくったり、また、子供たちと一緒に環境整備を行ったと。そういった中で子供たちが安心して授業に臨む、あるいは生活をするということも聞いており、そのような状況になってきたということも聞いておりますので、やはり学校環境をどういうふうにきれいに清潔に保つのかといったことにつきましては、高知市教育委員会のほうとも十分お話ししてまいりたいと考えます。
- ◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈高等学校課〉

- ◎明神委員長 次に、「県立高等学校再編振興計画について」、高等学校課の説明を求めます。
- ◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 県立高等学校再編振興計画の策定について、御説明させていただきます。総務委員会資料の報告事項にございます、高等学校課の赤いイ

ンデックスの1ページをおあけください。現在、県立高等学校再編振興計画のパブリック コメントを行っております。その状況について御説明させていただきます。

募集期間につきましては、9月12日金曜日から10月11日土曜日の30日間となっております。広報につきましては、県のホームページに掲載しておりますとともに、9月14日、日曜日の朝刊に広告を掲載させていただきました。意見の提出方法につきましては、電子メール、それから郵送、ファクスとなっております。閲覧場所につきましては、県民室、県福祉保健所、県須崎農業振興センター、県教育事務所、それから市町村の教育委員会となっております。なお、計画の内容につきましては、先日の臨時総務委員会で概略を御説明させていただきましたので、本日は省略させていただきます。

いただきました御意見につきましては、9月30日でまとめましたところ、10名から25件となっております。いただきました御意見を学校ごとで3つに分けて整理させていただいております。1つ目は、安芸高校の移転及び安芸桜ケ丘高校との統合に関しての御意見でございます。津波のおそれがある安芸高校と安芸桜ケ丘高校を統合し、津波浸水域外に移転すべきという御意見など1名の方から4件の御意見をいただいております。2つ目は、高知南中学校・高校と高知西高校の統合につきまして、7名18件の反対の御意見をいただいております。なぜ高知南中学校・高校を統合するのかと、それから、高知南中学校・高校は統合すべきではないといった内容が主となっております。これとは別に、高知市内の高校の定員を少なくして複数の高校を存続させるのではなく、費用負担も考えて、これからの世代に納得してもらえる方法を考えるべきという意見を1名の方からいただいております。3つ目としまして、須崎工業高校と須崎高校の統合につきまして、校名を決める際には案を幾つか示してほしいという御意見を1名の方からいただいております。

なお、10月2日木曜日の高知新聞の朝刊にこのパブリックコメントの状況の記事が掲載されました後、昨日現在までに9人10件の御意見をいただきました。それとあわせまして、19人35件という状況になっております。ここには載せておりませんが、その後の意見の内容としまして、1件は全面バリアフリー化などを求めます御意見がございました。ほかの9件につきましては、統合に関する御意見でございました。一つは高知市内で学校を減らすことには反対であるという御意見がある一方、統合はやむを得ないが、校名等については考慮してほしいという御意見ですとか、それから、学校関係者の気持ちはわかるが、やはり統合は必要などの御意見が出されております。

今後の予定でございますけれど、今月 11 日にパブリックコメントが終了しました後に、 総務委員会には改めてこの状況を報告させていただく予定となっております。

それから最後になりますが、9月 11 日の臨時総務委員会の場で坂本委員から設置管理 条例の取り扱いに関しましての御質問がございました。内容は、新しい中高一貫教育校の 校名について、高知南中学校・高校と高知西高校の校名を廃止する条例の後に初めて1つ の新しい学校ができるのではないかという質問であったと思います。それにつきまして、 県立高等学校の校名を決めております条例は正式に申しますと、「高知県立中学校、高等学 校及び特別支援学校設置条例」という条例名でございます。条文のほうは、「県立の中学校、 高等学校及び特別支援学校を次のとおり設置する」という本文のみでございますが、それ に表がついております。その表の中に、県立安芸中学校から県立高知江の口養護学校まで の44校の学校名、それから所在市町村名のみの記載した表で構成された条例でございます。 お尋ねにありました、新しい中高一貫教育校の校名が仮に全く新しい学校名となりますと、 高知県立高知南中学校・高等学校と、それから高知県立高知西高校、2つの校名を削除し まして、新しい学校名が記載されるということになります。いずれにしましても、今後条 例改正が必要となってまいりますので、新しい中高一貫教育校の併設中学校が開校予定で ございます平成30年度までには、この総務委員会の場で設置条例の改正案を御審議いただ くということになります。

以上で、高等学校課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(な し)

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎明神委員長 次に、警察本部について行います。

最初に、議案について本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、会 計課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎國枝警察本部長 それでは、私から次の2つの議案について御説明させていただきます。 1つ目が、「平成26年度高知県一般会計補正予算(所管分)」。2つ目が、「高知県旅館業法 施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案」でございます。順次御説 明いたします。

それでは、平成 26 年度高知県一般会計補正予算を資料に基づきまして御説明いたします。資料はお手元の①平成 26 年 9 月高知県議会定例会議案(補正予算)の 4 ページとなります。今議会でお願いしております補正予算見込み額は、「款 14 警察費」の欄に記載の6,460 万 7,000 円と、「款 15 災害復旧費の欄、項 4 県有施設等災害復旧費」8,506 万 4,000 円の中に含まれている、警察施設等災害復旧費 7,320 万 6,000 円であり、総額 1 億 3,781 万 3,000 円の増額となっています。警察総務費の増額は、土佐警察署、いの警察庁舎の移転事業、高知警察署の移転新築事業、機動隊の車庫・倉庫棟の新築事業の3事業に係る土地建物鑑定料や地質調査等に要する経費でございます。また、警察活動費の増額は、サイバー犯罪対策関連資機材の整備、交通事故現場等の図面作成用資機材の更新、交通事故自

動記録装置の新設及び更新、警察車両へのドライブレコーダーの整備の4つの事業を行う ものであります。災害復旧費につきましては、台風11号等による警察施設等の被害の復旧 に要する経費となっております。各事業の詳細につきましては、引き続き、会計課長から 御説明させていただきます。

続きまして、条例議案第 11 号、高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案について、御説明いたします。資料はお手元の③平成 26 年 9 月高知県議会定例会議案(条例その他)の 20 ページ、④平成 26 年 9 月高知県議会定例会議案説明書(条例その他)の 2ページ、52 ページ及び 53 ページとなります。この条例議案のうち、高知県暴力団排除条例の一部改正が県警察の所管部分となります。高知県暴力団排除条例については、少年院法及び少年鑑別所法が制定されるとともに、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、現行の少年院法が廃止されることに伴い、同法の引用規定の整理をしようとするものであります。詳細につきましては、後ほど組織犯罪対策参事官から御説明させていただきます。

〈会計課〉

- ◎明神委員長 次に、会計課長の説明を求めます。
- ②朝倉会計課長 それでは、お手元の資料②平成 26 年 9 月高知県議会定例会議案説明書 (補正予算)に基づきまして、順次項目を追いながら御説明をいたします。124 ページ、公安委員会補正予算総括表をお開きください。 9 月補正予算見込み額は、先ほど本部長が申しましたとおり、総額で1億3,781万3,000円の増額となっております。

まず、歳入予算から御説明します。資料の 125 ページをお開きください。歳入のうち、「款 9 国庫支出金」の 2,847 万 7,000 円は、後ほど御説明しますサイバー犯罪対策関連 資機材購入などの財源に充当するものです。また、「款 15 県債」の 7,300 万円は、警察 施設等の災害復旧費に充当するものです。

次に、歳出予算について御説明します。資料は 126 ページ及び 127 ページになります。最初に、「款 14 警察費」についてです。まず「項 1 警察総務費、目 3 施設整備費」であります。右側説明欄、「1 警察署再編整備費」69 万 8,000 円は、老朽化が著しく耐震基準を満たしていない土佐警察署いの警察庁舎の移転候補地として調査するため、平成26 年 5 月に廃止された、旧高知法務局いの支局の土地・建物の鑑定を実施する経費です。

次に、「2 庁舎等整備費」695 万 4,000 円について御説明します。1 つ目は、老朽、狭隘化が著しく、耐震基準を満たしていない高知警察署の移転候補地として調査するため、北向かいの J A 高知電算センターの土地・建物の鑑定や移転補償調査を実施する経費として207 万 4,000 円でございます。この高知警察署移転新築事業につきましては、後ほど御説明させていただきます。2 つ目は、南国市大埇にあります機動隊の庁舎新築事業が警察庁予算に計上され、平成26 年度に基本設計、平成27 年度に実施設計、平成28 年度から2

カ年で現庁舎の解体及び庁舎新築工事が全額国費で行われることに伴い、南海トラフ地震対策の対応のための装備資機材や備蓄品が増加し、その保管管理に支障を生じていることや、国の整備では車庫が不足することなどを考慮し、国の建築スケジュールに合わせて、 隣接する県有地に車庫・倉庫棟を県費で整備するための基本設計や地質調査委託料としての 488 万円です。

次に、「項2 警察活動費、目1 活動費」についてであります。右側説明欄「1 生活安全対策費」1,592万9,000円は、昨今のインターネットの普及により犯罪の温床となっているサイバー空間での犯罪、いわゆるサイバー犯罪に的確に対応するため、被疑者や被害者の携帯電話やパソコンを分析・解析する捜査資機材の整備や、全警察官を対象としたサイバー犯罪対処能力向上のための教養用資機材の整備等に要する経費です。

次に、「2 交通警察費」4,102万6,000円について御説明します。1つ目は、交通事故現場等の図面作成用資機材の更新に要する経費として2,149万2,000円です。これは、交通事故現場等の精密な測量図面を作成し、客観証拠に基づく捜査や裁判員裁判への対応を推進するため、現在運用中のアナログ式ステレオカメラを、より精密かつ短時間で撮影可能な後継機である3Dレーザースキャナーに更新するものです。2つ目は、交通事故自動記録装置の更新及び新設に要する経費として1,117万8,000円です。これは、主要交差点に設置しております交通事故自動記録装置について、旧型のVHSテープ式2カ所を更新するとともに、近年の道路改良等に伴う交通量の変化や交通事故の発生状況を考慮し、新たに3カ所に設置するものです。3つ目は、ドライブレコーダーの整備に要する経費として835万6,000円です。公用車の交通事故や警察車両の追跡に係る交通事故が全国的に発生している状況を考慮し、交通事故抑止対策の一つとして、県下の主力のパトカーを中心とした四輪車118台と白バイ26台にドライブレコーダーを整備するものです。なお、ドライブレコーダーから得られたヒヤリハット映像を生きた教材として各種交通安全教育の場で活用していきたいと考えています。

次に、「款 15 災害復旧費」について御説明します。これは、台風 11 号による警察施設等の災害復旧に要するもので、「目 4 警察施設等災害復旧費」の欄に記載のとおり、総額7,320 万 6,000 円であります。警察本部庁舎の職員用二輪車置き場や桂浜駐在所の公用車カーポート等が強風により一部破損したほか、県下の交通の要所に設置しています交通情報板のうち、高知市鴨部、同曙町及び安芸市津久茂町の3基について、機器内へ雨水が浸入したことにより故障したため、それぞれ復旧するものです。

以上で、補正予算説明書に基づく説明を終わらせていただきます。

最後に、高知警察署の移転新築事業について御説明いたします。警察本部説明資料1ページをごらんください。まず、高知警察署の担う役割を2点掲げております。1つ目として、県下最大の繁華街を抱えており、事件・事故多発地域への対応を素早く行うことであ

ります。高知警察署は高知市中心部を管轄し、平成25年中は県下の全刑法犯の約4割が発生しております。このうち半数以上は高知市中心部で発生しており、こうした事件あるいは事故等に迅速に対応しなければなりません。

2つ目として、南海トラフ地震発生時に、浸水区域で迅速・的確な救出救助活動を素早く実施するとともに、警察本部と連携した間隙のない社会秩序維持活動を実施することであります。地震発生直後から津波到達までの限られた時間に、中心市街地において被災者の救護や避難誘導等に当たり、浸水後もボート等の装備資機材を活用し、順次、被災者の救助や捜索を実施するとともに、被災後に予想される侵入窃盗などの各種犯罪の予防、検挙や被災地における広報、相談受理等、管内の治安を保つ社会秩序維持活動を警察本部と連携して実施しなければなりません。

次に、現在の高知警察署の課題について御説明します。現庁舎は昭和 47 年の建築で 40 年以上経過しており、老朽かつ狭隘で、耐震診断の結果は、大規模な地震により倒壊や崩壊の危険性がある、Is 値 0.38 と診断されています。さらに非常用電源設備や車庫が地下に設置されているなど、浸水を受けた場合、警察としての機能を継続できないこと。また、敷地が狭く、外来駐車場も確保できないなどの問題があり、これらの抜本的な解決のために、移転新築が急務となっております。

次に、新庁舎のコンセプトについて御説明します。警察署のあるべき姿として、震災が 発生しても警察機能を維持し続けることが必要であります。立地場所として、被災者の避 難誘導、救出救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動や治安維持活動等を迅速・的確に 実施できることが必要であるとともに、平素における警察活動の拠点として、安全安心の とりでとしての役割を担う上で最善の立地とすることが重要であるという考えのもと、1、 早期に実現可能であること、2、中心部から適切な範囲内に立地すること、3、浸水リス クが相対的に低いこと、4、既存敷地の利用を考慮し、比較的安価に整備できることの4 点を新庁舎のコンセプトに検討してまいりました。1つ目の、早期に実現可能であること については、南海トラフ地震の発生確率の上昇に備え、現庁舎では警察機能を喪失するリ スクが著しく高いため、多くの県民・職員の命を守り、災害警備活動体制を確立するとと もに、当該拠点を確保するために、早期に建てかえることが可能な場所であることを考慮 しました。2つ目の、中心部から適切な範囲内に立地することについては、災害時に限ら ず、平時においても警察活動の拠点として、事件・事故多発地域への緊急時対応や市民の アクセスの利便性を考慮しました。3つ目の、浸水リスクが相対的に低いことについては、 高知市中心部の多くが浸水域として想定される中、警察機能の喪失を防ぎ、迅速・的確な 救出活動を素早く実施するとともに、警察本部と連携した、間隙のない社会秩序維持活動 を行うことのできる場所を検討しました。4つ目の、比較的安価に整備できることについ ては、既存の敷地を有効利用することで、広大な敷地を新たに購入しなくても整備が可能 である点を考慮しました。

次に、現地建てかえとの比較について御説明します。移転候補地は現在地と近接する場所であることから、場所的条件はほとんど変わりません。また、平成7年から平成8年度に現庁舎南側に建設しました別館庁舎を有効活用することも可能であり、今回の候補地に新庁舎を建設し、現庁舎を解体後、駐車場として利用する方針としております。なお、JA高知電算センターからは、公共目的の利活用として、警察署の建設場所として売却意思がある旨確認できており、早期に事業を着手することが可能であります。一方、現地建てかえの場合、敷地が約3,000平米と狭いため、仮庁舎の設置が必須となりますが、この設置経費に多額を要することに加え、警察署再編後も、県内最大規模である高知署庁舎及び自走式車庫並びに来客用駐車場等の設置は、建物を高層化しても困難であります。

これらを踏まえ、5.移転候補地の決定の欄で、候補地選定に至る要点を整理しました。 1つ目は、繁華街に近く、事件・事故多発エリアへ迅速な対応が可能であること。2つ目 は、南海トラフ地震に備え、早期に事業着手することができること。3つ目は、地震発生 直後、中心市街地における迅速な避難誘導が可能であること。4つ目は、現高知署とほぼ 同位置のため、県民が認知しやすいこと。5つ目は、JR高知駅すぐの立地でアクセス等 の利便性が高いことなどから、現高知署北向かいの「JA高知電算センター」を適地とし ました。

次に、南海トラフ地震に備えた新庁舎の構造等の考え方について御説明します。いわゆるL2級の地震が発生した場合、最大で約1.6メートルの浸水が予想されていることから、この対応として、1階には受付等窓口及び必要最小限度の執務室の設置とし、2階に自走式車庫やボートなどの装備資機材倉庫を配し、発災時にも迅速に対応できるものとします。また、庁舎を免震構造とし、非常用電源設備を高所設置することによって、震災や浸水があった場合も警察署としての機能を維持することが可能となります。

最後に、南海トラフ地震発生時の対応について御説明します。まず、地震発生後は、被災者の救護、混雑する道路での避難誘導等が中心となりますが、高知警察署が高知市中心部に位置することによって、これらに早期に対応することが可能となり、津波到達までの約2時間、中心市街地の避難誘導を実施します。その後は、被災者の救助・行方不明者の捜索、情報収集等を行いますが、浸水した場合もボートなどの資機材を活用して活動を継続します。さらに、時間の経過とともに空き家に対する侵入窃盗などの各種犯罪の予防・検挙、被災地における広報、相談受理等、管内治安を保つ社会秩序維持活動を警察本部と連携して実施します。

以上が、資料に基づく説明となります。県と高知市の安全安心を守り、南海トラフ地震発生時にも警察機能を喪失することなく、各種の警察活動が迅速に実施できるよう、高知警察署の移転新築事業について御理解を賜りますようお願い申し上げます。

- ◎明神委員長 次に、組織犯罪対策参事官の説明を求めます。
- **◎今城組織犯罪対策参事官** 私からは、高知県暴力団排除条例の一部改正の詳細事項につきまして、御説明申し上げます。資料はお手元の③平成 26 年 9 月高知県議会定例会議案(条例その他)の 20ページ、④平成 26 年 9 月高知県議会定例会議案説明書(条例その他)の 2ページ、52ページ及び 53ページでございますけれども、新旧対照表をごらんいただいたほうがわかりやすいかと思いますので、④の議案説明書の 52ページ、53ページをお開きください。

高知県暴力団排除条例第 16 条は、青少年の健全な育成に資する良好な環境を整備するため、同条第1項第1号から第9号までに列挙します、施設の敷地の周囲 200 メートルの区域内における暴力団事務所の開設または運営を禁止をいたしております。この対象施設といたしまして、第4号で少年鑑別所を規定いたしております。この定義につきましては、新旧対照表のとおり、現行の少年院法第16条を引用しているところであります。しかしながら、本年6月、少年院法及び少年鑑別所法が制定されるとともに、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行によりまして、現行の少年院法は廃止され、少年鑑別所については、新たに制定されます少年鑑別所法で規定されることとなりました。よって、条例の当該引用規定を整理しようとするものでございます。なお、施行期日につきましては、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行期日が新たな少年院法の施行期日となっておりますところ、この新たな少年院法の施行期日は、同法の一部規定を除きまして、公布の日、ことしの6月11日、この公布の日から起算いたしまして、1年を超えない範囲内において、政令で定める日からとされておりますので、現時点では未定であります。よって、規則で定める日としておるものでございます。

私からの提出に係る条例議案の説明は以上でございます。

- ◎明神委員長 それでは、質疑を行います。
- ◎坂本(茂)委員 警察署の移転新築検討の関係でお尋ねします。1つは、これから、設計とかの段階で明らかになってくることだろうと思うんですけども、想定されることとして、今の庁舎に比べてここに移転して新築した場合に、延べ床面積でどれぐらい大きくなるのか。その既存敷地の利用も考慮するということなんですが、既存敷地をどういう形で利用しようと考えられているのか。そして、自走式車庫の収納台数と現有の警察車両の台数とかについて教えてください。
- ◎園島総務参事官 延べ面積の関係ですけれども、新しく建てようとするところが延べで約1万平方メートル。現在、庁舎と留置棟・倉庫棟合わせまして8,576平米でありますので、現在のところより1,423平米、延べ面積で広くなるという計算になります。

それから、既存の敷地の利用の関係でございますけれども、庁舎棟につきましてはこれ

を解体して、駐車場等に利用する。そして、留置場棟と倉庫棟が庁舎の南側に建っております。今後、留置場棟につきましては利用をしないという方向で、そこを大型の倉庫とかに活用したいと考えておりますし、また本部の別館としての活用等も考えております。

それから、倉庫棟につきましては、1階を大型バス等の車庫、それ以上の階のところに つきましては、例えば震災時の大型の拾得物とかいったものの保管をする場所、あるいは 文書の保管庫とか、そういった活用をするように、今のところ考えております。

- ◎朝倉会計課長 駐車場の関係でございますけれども、現在の庁舎につきましては、約55台、ちなみに外来駐車場は8台でございます。新庁舎におきましては、現在のところ、70台を見込んでおるところでございます。これは現庁舎の取り壊しをして、そこを駐車場にした場合の見込み台数ということでございます。
- **◎坂本(茂)委員** 最後のは、現行は55台で、外来駐車場が8台ということで、今度のがは、新庁舎は70台ということなんですが、その70台の中に外来用が幾つ含まれてるのか、あるいは、自走式車庫の中にどれだけ駐車台数を構えて、そこはあくまでも警察車両の分で対応する。外来の分は先ほど解体する現行庁舎跡に駐車場を構えるみたいなお話もありましたので、そこの分も含めて70台なのか、そこのところがちょっとよくわからないんですけども。
- ◎朝倉会計課長 現在のところ、計画としましては、庁舎内には自走式が約15台。それから、跡地のほうには45台から50台程度と考えております。
- ◎坂本(茂)委員 警察車両は全部で何台なんですか。
- ◎朝倉会計課長 警察車両は、現在74台でございますけれども、うち二輪車が17台ということです。庁舎内に置く車両としましては、約50台程度と見込んでおります。
- ◎坂本(茂)委員 庁舎内に50台警察車両を置こうとしているのに、自走式車庫は15台しかないと。それ以外は、いわゆる今の解体した後の駐車場に置こうとしているということであれば、昼間は出動していて構わんのかもしれませんけども、震災が起きたときに、その近隣のところに車を逃がすということもあるかもしれませんけども、結局、もし夜間とかで出動していない車両が駐車場にたくさんあるということで、それをまたどんどん逃がさないといけないことを考えたら、もう少し警察車両がきちんと地震対応・津波対応に対応ができる形で備えたほうがいいんではないかと思うんですけども、その辺はどんなふうにお考え。
- ◎朝倉会計課長 御指摘のとおり、駐車場の自走式の2階の駐車場については15台ということでございますけれども、当然、スロープで上がるような形になっておりますので、もし発災時にいよいよ浸水してきたということになれば、スロープから上がって、そこの空間もございますので、そこにも車が入ることもできますので、そういった形で置くことになれば、15台といいましても、実際にはもっとたくさんの車を置けると思われますが、ち

ょっと何台現在置けるかということは、まだ計画も具体化しておりませんので何とも申し上げられませんが、そういった形でスロープもありますので、上がった形で浸水を避けるということは可能であると考えております。

◎坂本(茂)委員 いずれにしましても、せっかくこういうふうに対応するわけですから、 震災対応のところで、後からこうしておけばよかったということのないように、L2対応 で建てかえをするというのであれば、そういうことを踏まえた対応を、ぜひ今後の基本設 計の中に入れておいていただきたいなと思います。

それともう一点、この拘置所北向かいのJA高知電算センター以外の候補地を幾つか打診されてますけども、そういったところは公表はなかなかできないとは思いますけれども、特に適地としては本当はこういうところもあったんだけどというのがあれば、ちょっと教えていただけませんか。場所的にですね。

- ●朝倉会計課長 御指摘のとおり、幾つかの候補地については民地も含めまして、打診もしております、検討もしておりますが、相手方もございますことから、この場では差し控えさせていただきたいんですが、考え方としましては、高知警察署は高知市の治安のとりでとして、安全・安心を守るという機能がございますので、そういった面で、高知市の治安面で適切な場所といった面も考慮されております。また、先ほど御説明をいたしましたが、震災時において、できるだけ浸水をした場合にも活動ができるだけできる形も考慮をさせていただいております。そういった形で、高知市全域が浸水もするわけでございますけれども、浸水も深いところ、それから浅いところ、いろいろございますけれども、さまざまな角度から検討しました結果、現在の土地を適地としたということでございます。
- ◎坂本(茂)委員 最後に1つ。生活安全対策費のサイバー犯罪の対策の関係で、対策用端末を購入するようになってますけども、これ、Macのパソコンと指定をしてますが、その機種じゃないとこのシステムが組めないのか、ほかのパソコンであればいけないのか、そこのところをちょっとお聞きしたいと思います。
- ●朝倉会計課長 Macのパソコンにも対応できるということでございます。Macだけのために全部やっているというわけではございませんで、最近のサイバー犯罪についてはパソコンもありますし、あるいは携帯電話、いわゆるスマートフォン、こういったものを使用している犯罪もございます。そういったものに対応するために、幾つかの機材を購入するようにしております。ちなみにポータブル型ですね。携帯して端末からデータを選別するもの、あるいは事後、そういった集収しましたデータを分析・解析するような装置ということで、幾つかの種類を購入するようにしております。
- ◎土森委員 築40年、構造耐震指標が0.38ということで、移転新築という方向で取り組んでいくという、我々としても非常にありがたいことでありますし、計画として立てられた。それで、南海トラフ地震に備えた新築となっています。1階は浸水のおそれがあると

書いています。それから、2階に自走車、車庫を装備して、発災時に対応すると書かれていますが、その辺大丈夫かなと。1階が浸水するということは、何か非常時に、震災発災後、直ちにそういう行動が警察としてできるのかどうかという心配が県民からは当然出てくると思いますが、その辺ちょっと説明していただけますか。

●朝倉会計課長 震災が発生しますと、約2時間ぐらいで浸水が始まると言われております。地震発生直後にはどうしても混乱をします。という中で、当然、被災者の救護、あるいは緊急車の通行するための交通規制でありますとか、交通整理だとか、そういうものが必要になってまいります。そういったときに遠隔地にございますと、なかなか中心部の非常に人の多いところ、あるいは交通の要所で警察活動を展開することがなかなか難しいということになりますので、まずは発災時に、そういった警察活動が展開するのに中心部に位置したほうがよかろうということでございます。

それから2点目としまして、浸水して警察活動がどうなんだということでございますけれども、被災しますと、車両等も通行できませんので、一定、警察活動は制約を受けることは事実でございますけれども、とは言いながらも、浸水をしました場合も、ボートなんかも配備もしておりますので、そういったものを活用しまして警察活動が一定できるということを考えております。

また、高知警察署につきましては、警察本部と比較的、距離的にも近い、管内にあるという地理的な地の利もございますので、本部と連携しまして、警察活動に間隙が生じないようにしてまいりたいと考えております。

◎土森委員 ただ、1階が浸水するということになると、県民の目から見たら不安という イメージが出るんです。発災後直ちに行動をとっていただくというのが警察の役目でもあ ります。車両が2階にあるという、そういうことで、いざというときにはボートもあると いうことなんですが、どういう警察官が行動・活動ができるのかという行動計画なんてい うのもしっかりできてると思いますので、その辺の対応もしていただきたいと思いますね。

それと、こういう説明を受ける際に、JA高知電算センターを適地とすると、ここまで書いたら、この資料に地図を添えていただきたい。JA高知電算センターがどこにあるかどうかということを、我々もはっきりわかりづらいところもあるしね。ぜひ、その地図をやっぱりこれにつけておくということも大事なことだと思いますよ。

◎池脇委員 浸水が発生したときの出動なんですけれども、今、高知警察署が管轄している範囲というのは、北側が多いですね。今のある高知警察署から、エリア的には北側ですよね。それで、北側のほうは余り浸水の影響は受けないと。仮に浸水しても、水の引くのが早いという地域だと思いますね。ちょうど今の高知警察署がある駅のところの浸水状況が、水が引く時間差ですね。これ、非常に大事なことじゃないかなと思うんですね。北側のほうはもう水が引いてると。ところが、高知警察署は周辺がまだ水が引いてないという

ことであれば、北側のほうへのパトカー出動ができないという状況がありますね。そこの タイムラグが非常に重要になるのではないかなと。高知南警察署のほうは全部つかってま すから、基本的にはパトカー出動は無理で、ボート等の対応になろうかと思うんですけれ ども、その点はどのようにお考えになられておるんですか。

●園島総務参事官 御指摘のとおりだと思うんですけども、長期的に見ますと、高知警察署の建設予定地付近は、県の計画で、いわゆる長期の浸水の早く水がはける、そういった対策のエリアに入っております。したがいまして、長期的にというか、10年後ぐらいには治水が約1週間、それで市街化のドライ化が約10日間ということで、その周辺あたりは水がはけて活動ができるような状況になるという取り組みをされております。そういったことと、もう一点は、そういった状況で、高知県警察本部にも一定の車両がありますので、先ほど会計課長のほうから御説明も申し上げましたけれども、そういったところ等をあわせまして、県民の生活、治安、そういったものに具体に対応ができるのではないかと考えております。

◎池脇委員 北環状線から北のほうというのは、早く水が引くと思うんですね。あるいは水が浸水したら、かなり軽微な状況であれば、車両は通行できるということになる。そのときに、主にそちらのほうを管轄している警察車両がそちらのパトロールができないと。先ほど高知県警察本部のほうにあるということですから、その本部車で対応ができるということでしょうけれども、管轄内の対応ということについて、非常にタイムラグが発生をしてしまうんで、その間における、例えば、犯罪等の状況等のパトロールが手薄になるということについては、そうならないように、ぜひ対策をしていただければと思いますけれども。

◎濱田警備部長 警備部長の濱田です。高知警察署の長期浸水の関係ですが、L2の最大想定で、現在のところ、大体 44 日間浸水するかもしれないという想定になっております。そして、さっき総務参事官がお話ししましたように、県の対策等々で、10 年後ぐらいには約1週間ぐらいに短縮されるということが見込まれる中での建築計画ということになります。それで、現在地につきましては、約2時間で30センチの津波が到達して、発災後5時間で、最大1.6メートルの浸水域に達するという想定になっております。ですから、昼間発生するか、あるいは夜間当直時に発生するかによって、いろんなシミュレーションが違ってきますけど、高知警察署の場合、昼間であれば署員が275名、そのうちの相当数がいるわけですけど、夜間であれば当直員約45人がおるということになります。その中で、発災して浸水が起こるまでに車両等につきましては、現地へ出て避難とか交通整理、そういう活動に当然当たりつつ、徐々にいわゆる浸水域外へ車両を移動させるという考え方に現在なっております。そのために、高知警察署自体は浸水しますが、車両はなるだけ浸水域外へ避難して、以後、活用できるようにすることになってます。基本的に高知県警察本部

のほうへ一たん引き上げてくるというような形になろうかと思います。

それで、高知警察署のいわゆる活動ですけど、高知警察署が浸水した場合に、現在ボートが 11 艇ですけど、今後、また予算要求等したいと考えておりますけど、水陸両用車とか、あるいは浸水域でも活動できるエンジン、いわゆるプロペラじゃないエンジンの船舶とか、そういうものを高知警察署に配備しておき、それを活用した活動を行うというのが 1 つです。それと、高知県警察本部に高知警察署の分署的な位置づけの、いわゆる総合相談所、それから捜査とか、交通部門、地域部門、これの分署的な位置づけの事務所を設置する計画にしております。ですから、高知警察署自体が水と陸と両面で活動をできるように考えているところであります。

高知警察署の管轄につきましては、鏡川以北。それから、イオンを含むラインですね。 それと、土佐山が高知東警察署へ移りましたので、鏡村の地域が、大体、高知警察署の管 轄ですので、その辺の県民の利便性、それと浸水域の防犯を考えた両面の活動ができるよ うに、現在考えてるところです。

◎浜田委員 せんだって、鏡川での水防訓練のときに警察官もボートの操船とか、どうやってバランスよく乗るとか、そんな訓練を拝見させていただいて、ぜひ必要な訓練だったなと思ってます。

それで、今、南海トラフ地震対策等の長期浸水対策ということでいろんな御意見が出てますが、この高知市の中心市街地で一番弱いところは、ヘリポートが少ないんですよ。近森病院にヘリポートできます。それから日赤病院にもヘリポートできます。高知県警察本部の上にもヘリポートありますけれども、今、高知県には、県有機4機ございましたよね。高知県警察のEС135、これはドクターヘリにも使えるような機種でございますし、人命救助もできるような機種でございます。高知県警察本部の補完的な機能ということを考えると、今回の高知警察署は約9階建てと聞いてますので、結構周りの中では高い建物になってまいりますので、ぜひともヘリポートということもお考えをいただいたらどうかなと思ってます。

それから、今あるJAの高知電算センター、建物は結構大きいですよね。JAが譲って くれるときは、この建物を壊して更地で譲ってもらえるのか、ヘリポートのことも含めて、 お伺いしたい。

◎朝倉会計課長 ヘリポートにつきましては、現在のところは検討課題でございますけれども、具体的には計画はございません。そういった観点も踏まえまして、今後検討してまいりたいと思います。

それから、JA高知電算センターの建物につきましては、これは建物は込みで購入するという計画でございます。土地の鑑定及び建物の移転補償も含めて、今回、補正予算でお願いをしておるところでございます。

- ◎浜田委員 県有機4機、それと、いざとなればヘリは県外からも飛んできますので、もし高知市が中心的に大きく被災をした場合、ヘリポートは多いにこしたことはないですよ。 そのことも考えていただくということと、大体、総事業費が60億円ぐらいと聞いておりますけれども、その予算の内訳ですよね。恐らく国費も大分応援いただけるんじゃないかと思いますが、解体費用も県で見ないかんということになってくると、そこら辺の調整も要るのかなと思ったりします。その60億円の大体の内訳というのは今おわかりですか。
- ◎朝倉会計課長 今まさにこれからということでございますので、鑑定もして土地代も確定し、あるいは補償費もわかったという形で今後進んでいきますので、もちろん建物についても、具体的なことについては今後のことでございますので、ちょっと具体的なことは申し上げにくいんですけれども、非常に大ざっぱに申しますと、建物の建築、解体、そういったもので50億円ぐらいではないか考えております。
- ◎浜田委員 さんご荘がなくなるということも聞いておりますけれども、あれは互助会的なことになるんでしょうけれども、サロン的な場所がなくなるわけで、できたら、個人的な意見ですけども、せっかく本部庁舎の補完的な機能もといったら、そのようなことも許されるならできるのか、できれば、それにこしたことないなと思うんですけれどもいかがでしょうか。
- ◎朝倉会計課長 さんご荘につきましては、今後、廃止するという方向でございます。利 活用については、今後、具体的なことは検討していきたいですけれども、基本的には廃止 して、将来的には撤去するのかなとは思っております。
- ◎明神委員長 そしたら、ここで昼食のため休憩にしたいと思います。12 時半から政務活動費についての協議会がございますので、再開時刻につきましては、事務局から改めて連絡しますので、よろしくお願いをいたします。

(昼食のため休憩 11時 56分~13時 30分)

- ◎明神委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。
- ◎塚地委員 高知警察署の移転の問題で伺いたいんですけど、先ほどの御説明の中で、現地の敷地面積と新たに購入する予定のJAの高知電算センターの敷地面積というのはどれくらいになるのか。先ほどは延べ面積みたいなお話だったので。
- ◎園畠総務参事官 先ほどは延べ床面積です。取得を予定しております敷地面積は、約2,730 平米です。現在のところは2,976.9 平米です。したがいまして、約240 平米ほど狭くはなります。
- ◎塚地委員 狭くはなるというか、1つだけにするとそうなるという意味ですよね。
- ◎園畠総務参事官 そうです。

◎塚地委員 先ほどからの議論は、南海トラフ大地震のときにどういうふうな動き方ができるのかということで、そこに対する万全の体制というのは基本的に必要だと思うんですけれども、警察活動の日常性というところを考えた場合に、余り遠くに移転するというのはいかがなものかということの両方で考えたときに、この現地の近くをということで決定をされたのだろうなと。医療機関なんかが移転する場合も浸水と日常の診療活動をどうするかという、そこがなかなか難しい判断のところのぎりぎりのところで、多分今のところをという想定になられたんだろうなと思うんですけれども、それを考えて日常性を重視もした上で、なお震災時にどう対応するかというのは、きょうの午前中の議論で随分と具体的に検討されている中身もあったと思うので、そこは私もぜひ充実させていただきたいなと、要望でお願いしておきたいと思います。それで、敷地が約倍近くになるということになって、どう機能性が担保されるかということと、私がすごく危惧しているのは、あそこの場所が高知駅の「とさてらす」のあるあの広場と近接していて、そこにすごく背の高いものが際で建つといったときに、高知にJRでお越しになった方々のイメージとか観光広場としての印象とかいうことを考えると、9階建てぐらいを想定されているように私どもも伺って、地下もあって10階建てみたいになるんですか。

- ◎園畠総務参事官 地下は現在のところ想定はしておりません。
- ◎塚地委員 それで、高さの問題もできることなら向かいの現地の土地の有効活用も含めて、なるべく低くならないだろうかという御意見もあったりするんです。そういう高さの問題とか、外観をいかに高知県らしい木材を活用したものにするのかというような部分をぜひ検討していただきたいと。それで、先ほどサロンもつくったらどうかという話もありましたけれど、なるだけ低く抑えるということを検討していただけないか。そういう議論はまだこれからのことだとは思うんですけれども。
- ●朝倉会計課長 まさにこれからということでございますので、具体的なことについては ちょっと申し上げることもできないんですが、先ほど参事官からも申しましたとおり、浸水の関係もございまして、地下については現在のところ想定してございません。現在の高知警察署については、5階まで実務室で使っておるわけなんですが、地下を含めますといわゆる6階建てで、しかも自走式の車庫を構えるとなるとその分も必要になる。あるいは、留置施設が現在は別館のほうに用意しておりますので、その留置施設をまた準備するとなれば、その分のフロアもまた必要になるということで、ある程度高層化というのはやむを得ないわけなんですが、そういった景観といった御意見もあるということですので、今後具体的な点について検討する際には考慮もさせていただきたいと思いますが、そういった理由で、どうしても一定高層化は避けられないと考えております。
- ◎塚地委員 先ほどの御説明で、現有地の土地の活用の方法の中に、震災時の大型拾得物の仮置き場みたいなものをつくるとかおっしゃいましたか。それはどの程度の面積のもの

をつくる。

- ◎園島総務参事官 具体的にどのぐらいの大きさかというのは、資料がないのでわかりませんが、現在の倉庫棟に2階から5階まで部屋で、その部分をそういったもので使いたいということです。
- ◎塚地委員 構いません。何を言いたいかというと、先ほどの高層化ということの考え方をできるだけコンパクトなものにして景観に配慮してもらいたい。そのために南側も何とか有効活用をしていただきたいなと。例えば、南側の駐車場をフラットな駐車場じゃなくて、南側の駐車場敷地もそっちを2階建てにするというような考え方ができないか、高さの分散ができないか、9階建てというようなことが前提でなくて、そこらあたりもう一つそういう考え方もまちづくりの観点からあるということを踏まえて、見直しができるのかできないのか、それはまさにこれからのことやきできないわけでもないのではないかと思うんですけど、その点はどうですか。
- ◎朝倉会計課長 御指摘のとおり、具体的に設計する段階になりますとまたいろんな提案ができてくると思いますので、その時点でまたいろいろと検討してまいりたいと思います。
 ◎塚地委員 倍の敷地になりますので、今の段階で5階建てでこちらも倍になるということですので、余り見た感じ圧迫感のないもので高知駅の前にふさわしいなと思えるようなものにぜひしていただけたらなということをお願いしておきたいと思います。県民と価値観を共有するというキャッチフレーズもございますので、警察の皆さんと県民が共有する場という形にやっぱりなろうかと思うので、ぜひお願いしておきたいと思います。
- ◎坂本(茂)委員 今の関連で。今言われたところは、実はかつて駅前に複合施設構想いうのがあって、あそこに大学と文化ホールと図書館とを1つの施設にするという議論があったんですけども、その話は今もうなくなったわけですが、そのときにもやっぱり高さの問題は相当議論がされてます。結局、駅前にそんな高さのものがあってええんかえという議論もあったので、そこのところも含めて、さっき塚地委員が提案されたところは十分配慮されたほうがいいと思います。
- ◎土森委員 今、高さとかという意見が出てますけど、何でこの庁舎を建てるかということが前提にないといけません。というのは、警察署として機能、行動力すべてのものが発揮できるような建物にしていくということでありますから。それが目的ですね。高知市中心部の人口をたくさん抱えた警察署でありますから、そういうことを考えた上で検討していく。それは高さだとか低さとかそういう問題じゃないと思いますので、私は私の意見として言っておきたいと思います。

それと別のことで、議案以外で、午前中の教育委員会で、教諭の処分にかかわる報告事項がありました。この教諭はスピード違反です。交通三悪の1つですね。これが速度オーバー58 キロメートル。それで私が聞いたのは、恐らくこれだけ 58 キロメートルのオーバ

ーということになれば、違反を犯した人に対して当然職業を聞きますよね。職業はどういう職業ですかと。この教諭は、「教諭です」ということをはっきり言っていたそうであります。我々素人目から見ますと、当然、高速の交通違反ですから、警察から教育委員会に報告があっていいのではないかという問いをしたら、それは警察からの報告はなかったと。これはみずからこういう違反を犯したら校長にそういう違反を報告するということになっていますが、してなかって随分後から別のところで気がついて校長に報告したということでした。交通三悪の1つでありますから、飲酒運転をした場合には、公務員、当然所管する部署に警察は連絡しますよね。高速速度違反をした場合には、どうでしょうか。

◎浪越交通部長 基本的に、本部の交通部のほうに対しまして、高速運転、公務員であろうが私人であろうが上がってきません。無免許運転あるいは飲酒運転の場合に公務員ということになりましたら、ほとんどの場合きちんと上がってくるんですけれども、高速運転については、現場のほうで教員本人がどこそこの教員であるということを言いましても、ほとんどの切符処理の際には地方公務員というような書き方で処理をされておりまして、場合によっては教員の方であっても違う職業を言ったり、無職であるというような場合も時々あるようにも聞いております。基本的に本部のほうに上がってくるシステムにはなっておりません。

◎土森委員 過去平成9年から飲酒運転で検挙された教諭、教育関係者は、飲酒運転の場合は全部上がってきてるんです。交通三悪の1つの速度違反、これもう大幅な速度違反ですよね。50キロメートルのところを108キロメートル。場所も伊田というところですから、これはこんなに速度が出せないところだと思いますけど、それでもこういう状態です。地方公務員という、現場ではしっかり教諭だということを言ったという報告を受けたんですけども、そうなってくると当然、教育委員会に報告すべきでないかという気がします。速度違反の場合はしないということですが、例えば、何キロメートル以上違反をすれば報告義務があるとか、そういうことはないんですかね。

◎浪越交通部長 そういったことは、今のところ取り決め等もございません。以後、教育委員会のほうともミーティングをしまして、一定の基準等も検討することはあり得ると思います。

◎土森委員 ぜひそうしてください。例えば、ことしどこかの首長が速度違反を起こしてすぐ我々にも報告あったんですけど、それは報告義務とかそういうことではないと思いますけど、ぜひ検討して。危険運転ですから。50キロメートルのところを108キロメートル走るいうたら大変な速度ですか。危険きわまる速度違反ですから、それも公務員ですから。ぜひ検討してみていただきたいと思います。

◎浪越交通部長 わかりました。なお、我々現在「セーフティロード 103 (土佐)」という取り組み、これは5人1組で9月20日から年末まで103日間無事故無違反を競うというこ

とで、参加してもらってやっておるキャンペーンがございます。県の教育委員会のほうに はいろいろ働きかけもしまして、教育委員会のチームはかなり入ってくれておりますけれ ども、また、そういった面、安全運転の関係からも各学校関係者にも積極的に働きかけを しまして、無事故無違反等に努めてまいりたいと思います。

- ◎池脇委員 関連で。学生で、高校生でバイク通学等をしてて、それで交通違反を起こした場合に学校のほうへの連絡というのはこれもないんですかね。あるようなイメージを受けてたんですけれど。
- ◎浪越交通部長 著しい重たい違反につきましては、学校警察連絡制度がございますので、 連絡をするようにはしております。本当に軽微な違反についてはやっておりません。
- ◎池脇委員 仮に、生徒には今回のケースのように50キロオーバーのようなスピード違反をして検挙された場合、学校のほうにはこれは連絡が行く事例に当たりますか。
- ◎浪越交通部長 ちょっと今資料、手持ちがありませんが、それぐらいの速度でしたら通報行くはずです。
- ◎上村生活安全部長 学校警察連絡制度の中身につきまして、交通部だけで言いますと、 道路交通法違反事件のうち、学校との連携が必要であると警察署長等が認める飲酒運転、 無免許運転、それから暴走行為、それから異常な高速運転とあります。そのほか、逮捕事 案で悪質と認められるものとか、死亡事故、ひき逃げ事故等重大特異な事案ということに なっております。
- ◎池脇委員 学校等の報告の件では通常のようにやられておるということであれば、学校の教員は学校関係者と。ましてや生徒を指導する立場にあるということにおいて、学校のほうに生徒でなくて教員だった場合にも、その連絡会で学校、校長のほうに連絡をするというようなことは、これはそういう範疇には入らないんですか。
- ◎浪越交通部長 先ほど、生活安全部長が言いました、学校警察連絡制度とはちょっと若 干趣旨が違いますので、この制度との、それ以外のものなんですけれども、著しい交通違 反等につきましては、今後、交通部とまた教育委員会のほうとちょっと連絡をとりまして 検討したいと考えております。
- ◎明神委員長 いいですか。

それでは、これで質疑を終わりますけども、先ほど土森委員から要望のありましたJA 高知電算センターの位置図につきまして、各委員に後ほど配付をよろしくお願いします。 それでは、これで質疑を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、警察本部より、1件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることにします。「拾得物件に係る不適切事案について」、警察本部の

説明を求めます。

◎國枝警察本部長 それでは、拾得物件に関する報告をさせていただきます。警察本部説明資料の2ページをごらんください。資料記載の概要のとおり、高知東署において、拾得物のキャッシュカード1枚を紛失した事案。須崎署におきまして、保管中の拾得金に 10円の不足が生じた事案。それから、安芸署において、保管中の拾得金に 1,000 円の超過が生じた事案。それから、高知署において、拾得物の帽子と扇子の2点を紛失した事案の4件であります。これらの事案につきましては、調査を実施し、既に再発防止策を講じたところでありますが、拾得事務に関して紛失等の事案が連続して発生しましたことは、まことに申しわけなく、本部長としておわびを申し上げます。なお、詳細につきましては、会計課長から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〈会計課〉

- ◎明神委員長 次に、会計課長の説明を求めます。
- ◎朝倉会計課長 このたび拾得物件に係る不適切事案が複数の所属で発生しましたことは、 遺失拾得事務に関して指導を担当しております本部会計課としても、まことに申しわけな く、まずもっておわび申し上げます。

それでは、お手元の資料により1件目、高知東署の事案から御説明します。同署におきまして、本年4月29日に当直員がキャッシュカード1枚を拾得物として受理し、翌日、会計庶務課員が引き継ぎを受け、発行元の銀行に遺失者への連絡を依頼するとともに、受け入れを行いました。5月7日に銀行からの連絡で、遺失者の男性が高知東署に来署され、担当者が遺失物を返還すべく保管庫を確認しましたが、保管されておらず、紛失に気づいたものです。同日、遺失者に事情を御説明し、一たんお帰りをいただき、署内を漏れなく捜しましたが発見できず、事後、遺失者の御自宅に署員がお伺いし、経過を御説明して謝罪をしましたところ、納得をいただいたところでございます。紛失の原因は特定できておりませんが、当時、事務机のそばにごみ箱を置いていたことから、キャッシュカードがごみ箱に落ちてしてしまった可能性が疑われます。再発防止策として、拾得物件の保管に当たり、複数の職員による確認を行うこと、机の周囲を整理することなど、改善を早急に講じております。

2件目は、カード紛失を受け、本部会計課による指導を強化しておりましたが、5月29日、須崎署に対する業務指導の際、拾得金10円の不足が判明したものです。現金の不足を受けて、本部会計課から職員を派遣して調査を行い、さらに随時監査を実施しましたが、原因の特定に至らず、同署に対して、8月25日本部長名で業務の改善と再発防止を指示したところです。また、現金の不足を放置することはできませんので、高知県会計管理局会計管理課からの指導と、県警顧問弁護士からの助言をいただき、最終的には、不足分10円を署の担当課長からの寄附として受け入れ、充当、是正を行いました。本件の問題点は、

保管現金の確認が不十分であったことから、再発防止策として本部長通達により、現金を保管する際には、複数で確認することを義務づけました。また、各署に対して現金の保管 状況を毎週1回、本部会計課に報告させることで現金の管理状況を把握することとしました。

3件目は、須崎署の事案を受け、各署に対して緊急の現金確認を指示しましたところ、安芸署において拾得金の超過が判明したものです。本部会計課から安芸署に担当者を派遣して調査を行うとともに随時監査を実施しましたが、原因の特定に至らず、同署に対して8月25日本部長名で業務の改善と再発防止を指示しております。また、現金超過分については県会計管理課及び弁護士の指導助言により、超過分1,000円を諸収入として県に納付し是正を行ったところでございます。本件についても、現金の確認が不十分であったことから原因の特定ができず、須崎署と同様、複数の職員での確認、毎週1回現金保管状況を本部会計課に報告するよう徹底しました。

続きまして、4件目については、高知署管内の交番で拾得品を取り扱ったものが、拾得物の帽子と扇子を紙袋に入れ、同じく拾得物の傘に結びつけておりましたが、他の交番員がそのことに気づかないまま傘を持って徒歩で本署へ搬送中、結びつけてあった拾得物を紛失したものです。すぐに経路等の捜索を行いましたが、当該拾得物の発見には至っておりません。本件は、拾得物を搬送した者が、拾得物件の状況を確認しないまま搬送するなど、基本的なことが行われていなかったことが大きな原因と考えております。本件を受けて、交番員のみならず拾得物件を取り扱う全署員に対して、拾得物に関する指導・供用を実施し、拾得物件の確実な搬送を徹底しました。なお、4署の担当者及び担当課長等の上司には、それぞれ各所属長から厳重に指導を行うとともに、9月3日付で全所属に対して本部長通達を発出し、再発防止を指示したところであります。

御報告は以上のとおりですが、拾得者からお預かりした拾得物件に紛失等の事故が発生 することがないよう、今後、適正な取り扱いについて指導・徹底してまいりますので、よ ろしくお願い申し上げます。

- ◎明神委員長 質疑を行います。
- ◎坂本(茂)委員 通常、こういった拾得物、特に金銭の場合は、落とし主があらわれずに一定期間が過ぎたらそれは県への収入という形になると思うんですけども、どういう会計処理をされていますか。
- ◎朝倉会計課長 拾得金の処理の流れについて御説明いたします。拾得の届け出が窓口に、署とか交番でございますけれども、1週間以内に届けられたかどうかなど権利の有無の確認の上、預かり書を拾得者に交付いたします。その後、3カ月の公告期間を経て、遺失者による引き取りがなければ、拾得者に権利が発生し、さらに、2カ月間に拾得者の引き取りがなければ、拾得金は県に帰属をするようになっております。なお、拾得者が届け出時

に権利を放棄しておりましたら、3カ月間の公告期間経過後に県に帰属することになります。

◎坂本(茂)委員 そうした場合、超過が生じたものは県に帰属するようになるのか。

それと、10 円の不足が生じたものは、10 円というのは多分落とし主もあらわれてないでしょうから、不足ではあるんですけども、10 円不足しているということがわかっている形でどういうふうな会計処理をされるのか、その辺を教えてください。

◎朝倉会計課長 拾得金に関しましては、本来拾得を受理するときに届け出者の面前で確認をして受理をするようになっておりますので、本来こういったことがあってはならないことなのですが、本件に関しましてはいずれも拾得時に書類等を誤ったのか、あるいは処理時に紛失したのか、あるいは他のお金が混入したものか、原因が判明してないものでございます。

1,000 円と 10 円の処理についてでございますけれども、超過あるいは不足が生じた場合の処理については会計上の取り決めというのはございませんので、この場合どういった形になるかということでございますけれども、先ほど申しましたように、最終的に拾得金については、落とし主があるいは拾った方が権利は要らない、あるいは落とした方がもう権利を放棄した、そういった場合には県に帰属いたしますので、県費に準じて処理をするという考え方のもと、1,000 円については超過しておりますので、このまま放置しておくのも不適当なことでございますので、県費として受け入れを行った。そして、10 円については不足しておりますので、これについては寄附により受け入れを行ったというでございます。

- ◎坂本(茂)委員 不足している分を寄附により処理を行うというのは、通常あることなんですかね。
- ◎朝倉会計課長 それは当然好ましいことではございませんけれども、県費に最終的になるという観点で、県費により補てんをするというのもいかがなものかということで、会計管理課とも御相談をさせていただきまして、御助言をいただいた上で寄附として受け入れたものでございます。
- ◎坂本(茂)委員 そしたら、会計管理課がそういうことで、手続としては妥当であるという判断をしたということなんですね。
- ◎朝倉会計課長 やむを得ない処理という形で処理をしております。
- ◎坂本(茂)委員 わかりました。

それともう1点は、これ平成25年度と平成26年度の事案なんですけども、それ以前にこういう事案というのは今までなかったですか。余り報告を受けたことがないように思うんですけども。

◎朝倉会計課長 私が知る限り、承知はしてございません。今回連続しまして現金の過不

足あるいは拾得品の紛失、こういったものがございましたので報告をさせていただいたことでございます。

- ◎坂本(茂)委員 わかりました。過去になかったことがこうやって連続して起きるというのはちょっといかがなものかなと、しかも短期間の間にいう感じもします。それで今後そういうことが起きないような対応というのはされてるわけですけども、過去にはなかったということですので、過去にあったけれども報告はしてないということではないということの受けとめでよろしいですかね。
- ◎朝倉会計課長 先ほど申しましたように、私自身承知しておりません。
- ◎坂本(茂)委員 個人で承知してないということではなくて、警察組織としてどうなのかということですよね。
- ◎國枝警察本部長 先ほどの会計管理部会計管理課との関係ですけれども、これは実は非 常に遺失物法の処理としては会計処理としてもともと珍しい処理なので、会計管理課がこ のように言ったということでやっているわけではなく、そちらの御指導もいただきながら、 また県警の顧問弁護士とも相談し、一番好ましい形はどういうものなのか厳正に検討した 上で出した結論です。そもそも遺失物の取り扱いを警察がやるのかというのは、実は国民 的には本来議論のあるところなのですが、過去の経緯からずっと警察がやってきて、数年 前に数十年ぶりの遺失物法改正をやって、そのときに若干議論はあったんですが、このよ うな形でやっていきましょうという形でやっているので、会計処理の関係では非常に珍し いパターンなので、その点を御了解いただければと思っております。いずれにせよ今回、 10円とはいえ、銀行等もそういう意味においてはきちんとやってますし、それから、皆様 おわかりのとおり、一般的に小さいお子さんが最初に警察官と接触するときに、10円等を 持って交番に来て、「お巡りさん拾いました」と来る話でもあるので、そういうことも考え あわせまして、これはきちんと警察として襟を正してやっていくべきだろうということで、 今回報告させていただいた次第です。それから、過去に余り記録がないということについ ても、若干開き直った言い方になってしまって恐縮ですけれども、今回幾つか問題だろう ということで認識したこともありまして、きちんと各署において総点検をした結果、出て きたというところについても御理解いただければなと思っております。
- ◎明神委員長 それでは、これで質疑を終わります。
 以上で、警察本部を終わります。
- ◎明神委員長 この後、本来ならば採決にいくのですが、商工農林水産部が現地調査を行っておりまして、そこの委員会の採決が5時ごろまでかかるということでございます。よって、本日の日程はこれで終わりたいと思いますが。
- ◎中内委員 意見書を先に入れかえてやりよったらえいがよ。
- ◎明神委員長 先に意見書をやりますか。

《意見書》

◎明神委員長 それでは、意見書を議題といたします。意見書案4件が提出されております。

まず、「文化・伝統について学ぶ機会の一層の充実を求める意見書(案)」が、自由民主 党、公明党、県政会、南風(みなみかぜ)、みどりの会から提出されておりますので、お手 元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思いますがよろしいでしょう か。

(異議なし)

◎明神委員長 異議なしと認めます。

それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

- ◎ 基本的に何が言いたいのかがよくわからない意見書だというのが、私どもの会派の意見でございまして、「若い世代の内向き志向を克服し」という言葉もどういうことを指しているのかなということと、日本の文化・伝統について深く学ぶということを否定するものではありません。私も茶道部に高校時代は在籍しておりましたので、それは大事なことだと思いますけれども、全体の整合性がちょっとよく理解できないというのが率直な感想でございます。
- これは要するに、グローバル教育というので異文化を学習するということにおいて、外国の文化もしっかりやるわけですけれども、一方、日本の文化については、余り若い世代が日本の文化が十分習得されてないだろうという趣旨でのことではないかと理解をしてるんですけれどもね。だから、「若い世代の内向き志向を克服し」って、これが全然この趣旨に合うような言葉じゃないから。これをのけたら後は全体の趣旨はそういう趣旨として理解できるのではないかなと思います。多分、「郷土や国を愛する心を育む」という言葉もありますから、何となくそういう愛国心みたいな、愛国心そのものは大事なことだと思うんですけども、そういうところがちょっと引っかかっているのかなと思うんですけれども。
- ◎ 具体的に何なのか、どこに何をさせようとしているのかということが不明な意見書になっていて、地方から国に出す意見書としては、内容的にいかがなものかということです。
- ◎ うちも、例えば、ここで言う義務教育高等学校課程の段階において、こういう機会をつくれというのは、じゃあ教育課程の中でどんなふうに盛り込むのかとか、そんなのがあって言いよるのかどうか、そこらがわからんねという話なんですよ。だから、どこの段階でどういう形のものを教科化するのかどうかとかいうことがあるのかどうかですね。教科化せよというのか、あるいは学ぶ機会を、例えば総合的学習の中でやれというのか、そう

いうところが明らかになってないんでいかがなものかなということもあります。

◎明神委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。 次に、「2015 年 10 月の消費税率 10%への再引き上げ中止を求める意見書(案)」が、日本共産党、県民クラブから提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書 (案)の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

- ◎ 自民党としては、この意見書の趣旨、この非常に厳しい経済状況の中で消費税を上げるのは厳しいということは大変思いも一つにするところでございますが、一方で、消費税の引き上げの必要性というのを認めておりまして、慎重な判断はしていただきたいですけれども、中止というのはちょっと乗れないというところでございます。
- ◎ これは県民生活からいうたらしんどいわね。
- ◎ ガソリンも急激な値上がりになって、どの業界も本当に青息吐息で、私どもも県内の各経済団体とも議論をさせていただきましたけれども、やっぱり出てくるのは倒産も出てきゆうけれども、やっぱり廃業というのが物すごくふえてきていて、これでは地域経済はもたないよというのが率直なところですので、やっぱり地方から今この声を上げないといけない。県内でも12の各自治体での意見書も上がっておりまして、やっぱり切実さが際立ってきておりますので、そういう中小零細業者の皆さんや、特に年金でお暮らしの方々は年金額も下がってきて、もう本当におふろも週に2回にしているとか、痛切な生活苦の声も聞こえている中ですので、ぜひ御賛同いただけたらと思っております。

◎明神委員長 正場に復します。

意見書の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。 次に、「カジノ賭博の合法化に反対する意見書(案)」が、日本共産党、県民クラブ、み どりの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読 は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

- ◎ けさの朝日新聞の世論調査にも出てましたが、6割近くが反対という国民の世論調査になってるわけですから、そういう反対の声が多い中で合法化するのはやっぱりいかがなものかと思いますので、ここに書かれてある趣旨でぜひ御賛同いただけたらなと。
- しかし、これは世界的にもこういう方向で行っているということ。ギャンブルはギャンブルでしょうけど。ただ、パチンコ店だとかそういうものではないという、これは反対というよりも、慎重に今議論を進めようわけですから、検討してもらうということならいいんですけどね。
- ◎ 日本の文化と伝統を大事にした国づくりからいって、カジノがふさわしいかというと。
- これ観光資源ですよ。
- ◎ 当然国民の皆さんからも出ている御意見でございますので、観光をそこに求めるのかということもございますので。
- ◎明神委員長 それでは、正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。 次に、「「慰安婦問題」について適切な対応を求める意見書(案)」が、自由民主党から 提出されておりますので、お手元に配付しております。意見書案の朗読は省略したいと思 いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 慰安婦問題の端を発したのが、朝日新聞の記事だということにはなっておりません。 この間の吉田さんの記事は、河野談話を作成時には参考にはされておりません。このこと だけをもってして、慰安婦問題がなかったかのような記述になっていること自体も大問題 だと考えております。とんでもない意見書だというのが私どもの率直な意見でございます。

- ◎ 朝日新聞が書く前には慰安婦の問題はなかったわけでしょう。関連性どうこうというのはおっしゃるとおりかもしれませんけど、朝日新聞が記事を掲載する前に慰安婦の問題というのは出てなかったのは事実じゃないですか。
- それは事実じゃございません。それは何を指しておっしゃってるんですか。
- ◎ 逆に聞きたいです。何を指して、慰安婦の問題があったかということですよね。
- ◎ 慰安婦問題は、そのときは個人の方のお申し出があって、そのことから端を発しているのでございます。朝日新聞の記事の報道ではございません。
- ◎ でも、世界的に朝日新聞の記事を通じて日本の国を性奴隷だというふうに見られる、こういう状況下のもとで、我々日本人として何とかしないといかんという、そういう考え方は広まっていますよ、今。ですから、朝日新聞を責めるだけじゃありませんが、これはやっぱり日本人としてしっかりした姿勢を示していくということが必要です。
- ◎ 朝日新聞の記事の誤りを朝日新聞が誤りだと認めたことが遅かったのは、それは大問題だと私どもも当然思っておりますけれども、そのこと一つをもってして全部を見直しなさいということには全くならないし、慰安婦問題があった事実は消えるものではないです。そのことをイコールのように扱っているという本意見書には全く賛同はできませんし、このことは議会の質問でも取り上げられて、田村教育長のほうからも菅官房長官からの御答弁もあったとおり、検証委員会の検討結果でも河野談話は見直さないという結論に至っているものをあえて出すということの意味が私どもには理解できません。

◎明神委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。 それでは、以上で、意見書につきましては終わります。採決につきましては、あしたと いうことでよろしいね。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。それでは、8日午前10時から採決を 行います。本日の委員会はこれで終了します。 (14時17分閉会)